

天理市「新しい外食スタイル」応援助成金交付申請について

【受付期間】

令和3年4月5日(月)～令和3年4月30日(金)必着

【申込方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申込みにご協力願います。

《申請書等の郵送先》

〒632-8555 天理市川原城町 605 番地 天理市産業振興課 宛

※令和3年4月30日(金)必着です。

※簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。※送料は申請者でご負担願います。

※切手を貼付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください

【対象者】

各種感染予防ガイドラインに沿った感染症対策をはじめとする新しい生活様式に対応する市内に店舗を有る飲食事業者(※)

(※)食品衛生法に基づく、飲食店営業許可を受け、客の注文に応じ調理した料理や飲料をその場所
で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が対象となります。店舗内に飲食スペースがない場合や、社員食堂など特定の
者を対象とする施設も対象となりません。また、お弁当や総菜類、お菓子類、パン、ドリンク類などの販売を主な業務としているスーパーマーケット、コンビニエンスストアや小売店も対象となりません。

【対象要件】

以下の(1)の感染防止予防の取り組みを全て実施している必要があります。

(2)の取り組みは助成金の交付に影響はありませんが取り組み状況を市HPで公表する予定です。

(1) 必須の取り組み

- ・密にならないための客席の工夫
- ・飛沫感染防止のための間仕切り(ビニールカーテン、アクリル板等)の設置
- ・来客者や従業員のための消毒液、除菌剤、ペーパータオル等の設置
- ・店内の換気の徹底(窓・扉の開放、常時換気扇使用等)
- ・店内の消毒の徹底(来客が入れ替わる都度、テーブルカウンターの消毒)

(2)任意の取り組み

- ・自動手指消毒器、非接触型体温計の設置
- ・空気清浄器、非接触型自動水栓(蛇口)の設置
- ・ソーシャルディスタンスを確保するためのサイン等の設置
- ・受付や支払いのための非接触型自動受付精算機の導入
- ・その他

【申請に必要な書類等】

- ① 天理市「新しい外食スタイル」応援助成金交付申請書兼請求書(別記様式)
- ② 天理市「新しい外食スタイル」取り組みに関する申告書
- ③ 天理市「新しい外食スタイル」応援助成金口座振替申出書
- ④ 感染防止策の取り組み状況が確認できるもの(写真等)
- ⑤ 営業の実態が確認できるもの(前年の確定申告書の写し等)
- ⑥ 飲食店営業許可証の写し
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し(通帳1ページ目の見開き部分)
- ⑧ 本人確認書類(個人事業主の場合 運転免許証等
法人の場合 登記事項証明書等)

※①～③の様式はホームページからダウンロードできます。印刷できない場合は、下記の「お問い合わせ先」にご連絡いただければ郵送いたします。

※①～⑧の全ての書類が必要になりますので不足がないよう確認をしてください。

※提出された書類等で、天理市で事業をしていることが確認できない場合や不備、不足等がある場合は別途書類を求める場合があります。

【お問合せ先】

天理市役所 産業振興課 電話番号 0743-63-1001(内線271)